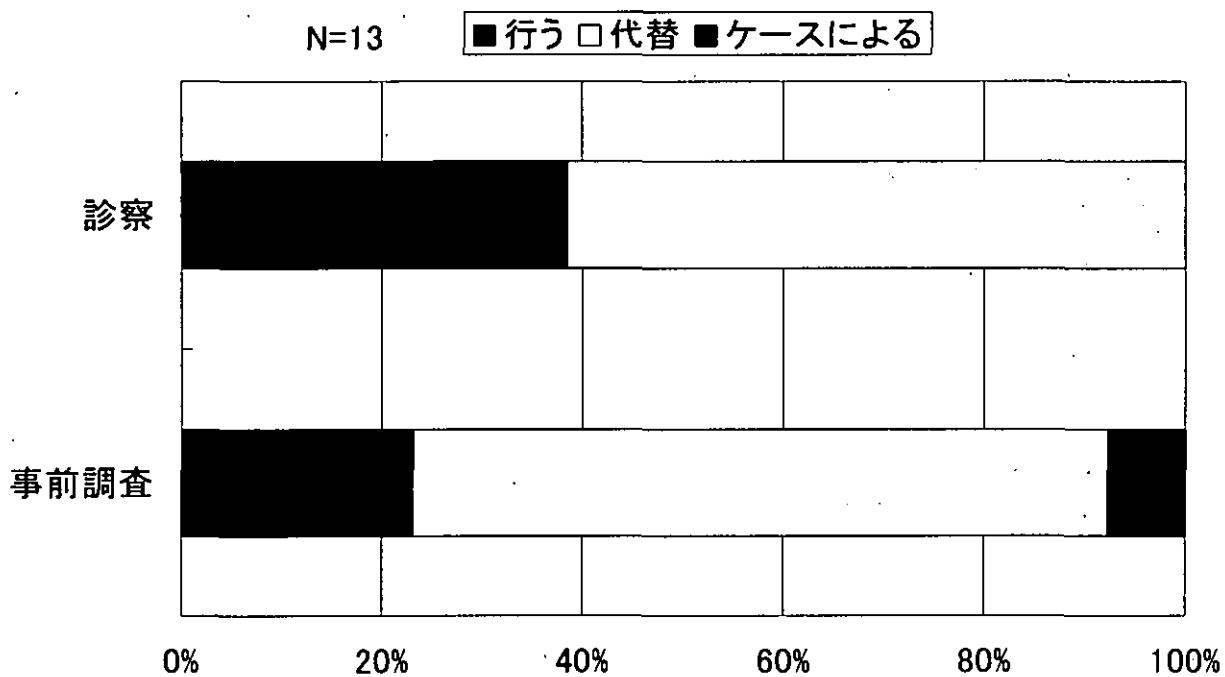
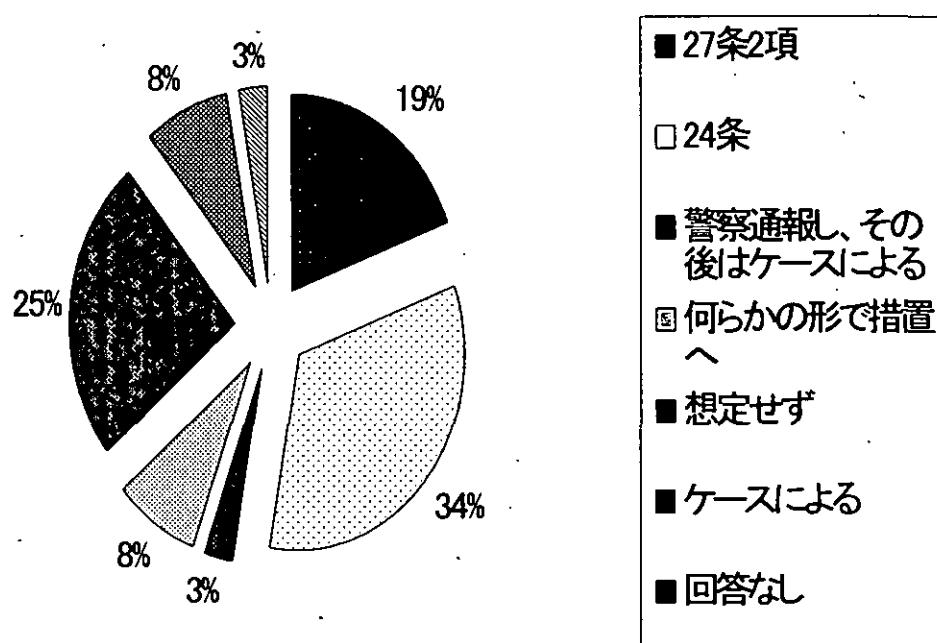


B-3、B-4. 法34条に切り替える際に、改めて事前調査や指定医診察（措置診察とは別に）を行いますか。（B-2で、法34条による移送へ切り替える場合があると答えられた自治体のみ）



B-5. 医療保護入院等のための移送のための診察実施に際して、措置要件（高層階から飛び降りようとする、刃物を持ち出すなど）が生じた場合の対応



III. 医療保護入院等のための移送の実績

法34条による移送制度の運用実績(自治体別)

H14.04～H15.03

自治体名	相談			事前調査			指定医診察			搬送				
	総件数	純粹	措置移行	総件数	純粹	措置移行	措置流れ	総件数	純粹	措置移行	措置流れ	総件数	純粹	措置流れ
北海道	24	24	0	13	13	0	0	5	5	0	0	5	5	0
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	2	2	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0
宮城県	0	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	2	2	0
山形県	54	54	0	40	38	0	2	6	4	0	2	6	4	2
福島県	0	0	0	18	8	0	10	18	8	0	10	18	8	10
茨城県	3	3	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0
東京都	18	18	0	4	4	0	0	3	3	0	0	3	3	0
新潟県	2	2	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0
石川県	5	5	0	5	5	0	0	4	4	0	0	4	4	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県*	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0
兵庫県	5	5	0	5	5	0	0	5	5	0	0	5	5	0
奈良県	38	37	1	37	37	1	0	36	36	0	0	34	34	0
和歌山県	16	16	0	16	10	0	6	15	9	0	6	13	7	6
鳥取県	3	3	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0
広島県	3	3	0	2	2	0	0	1	0	0	1	1	0	1
山口県	0	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	4	4	0	4	2	0	2	4	2	0	2	4	2	2
熊本県	5	5	0	5	5	0	0	5	5	0	0	5	5	0
沖縄県	4	4	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0
札幌市	9	9	0	9	9	0	0	5	5	0	0	5	5	0
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	5	5	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	64	64	0	64	20	0	44	56	12	0	44	56	12	44
大阪市	0	0	0	10	10	0	0	8	8	0	0	8	8	0
神戸市	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	261	260	1	253	189	1	64	196	131	0	65	190	125	65

(注)

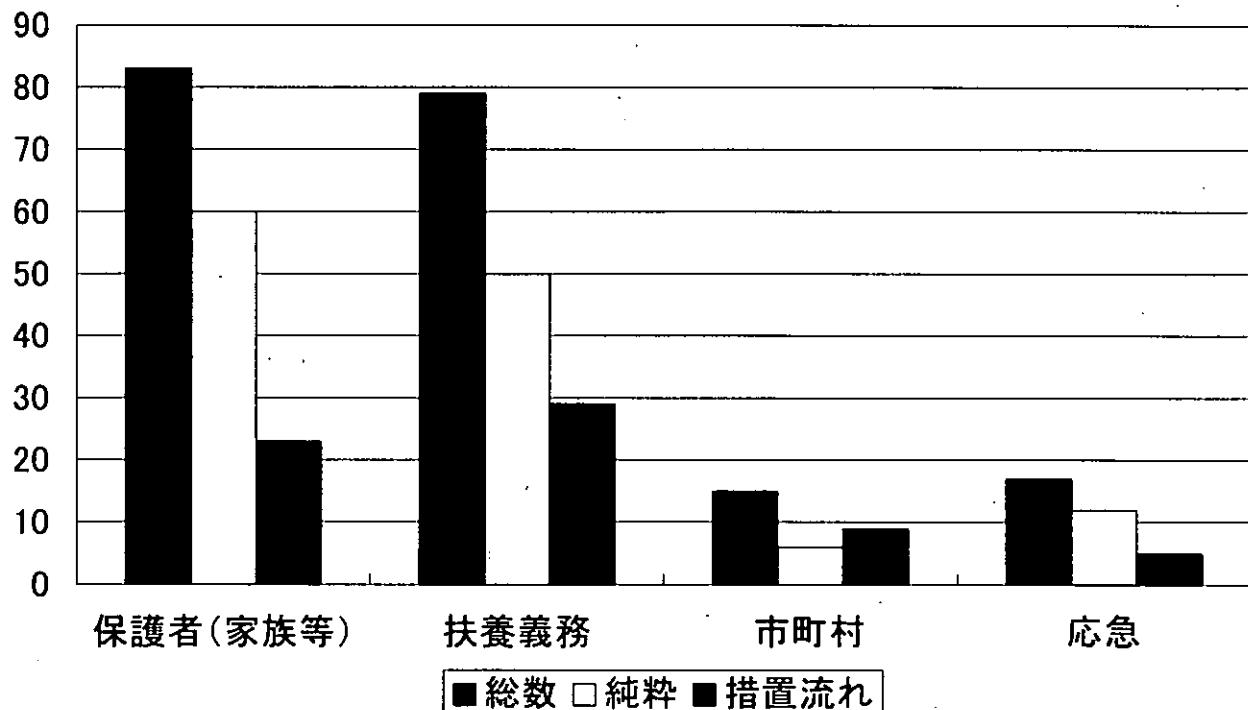
「措置流れ」：措置入院のための診察の結果措置要件がないと判明し、34条の手続へ移行した事例

措置への移行：34条の手続き中に措置要件があることが判明し、措置入院手続に移行した事例

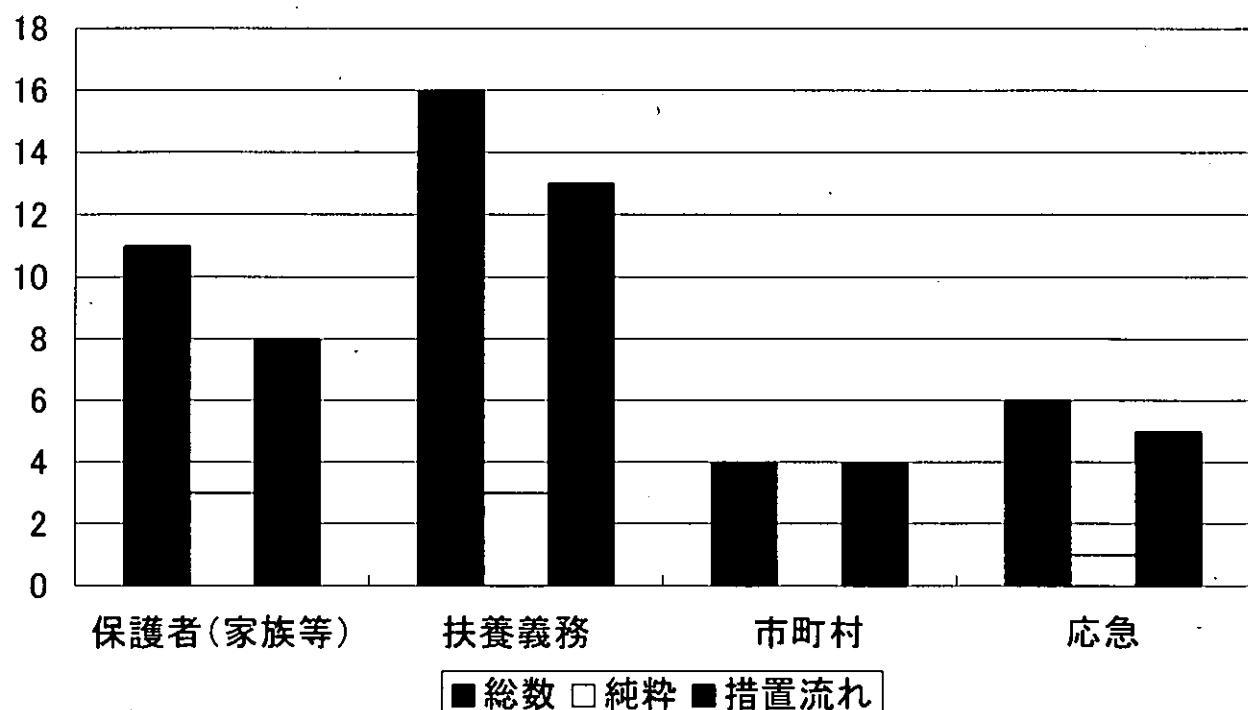
* 診察後に逃走したため搬送不可

2. 搬送事例の入院形態

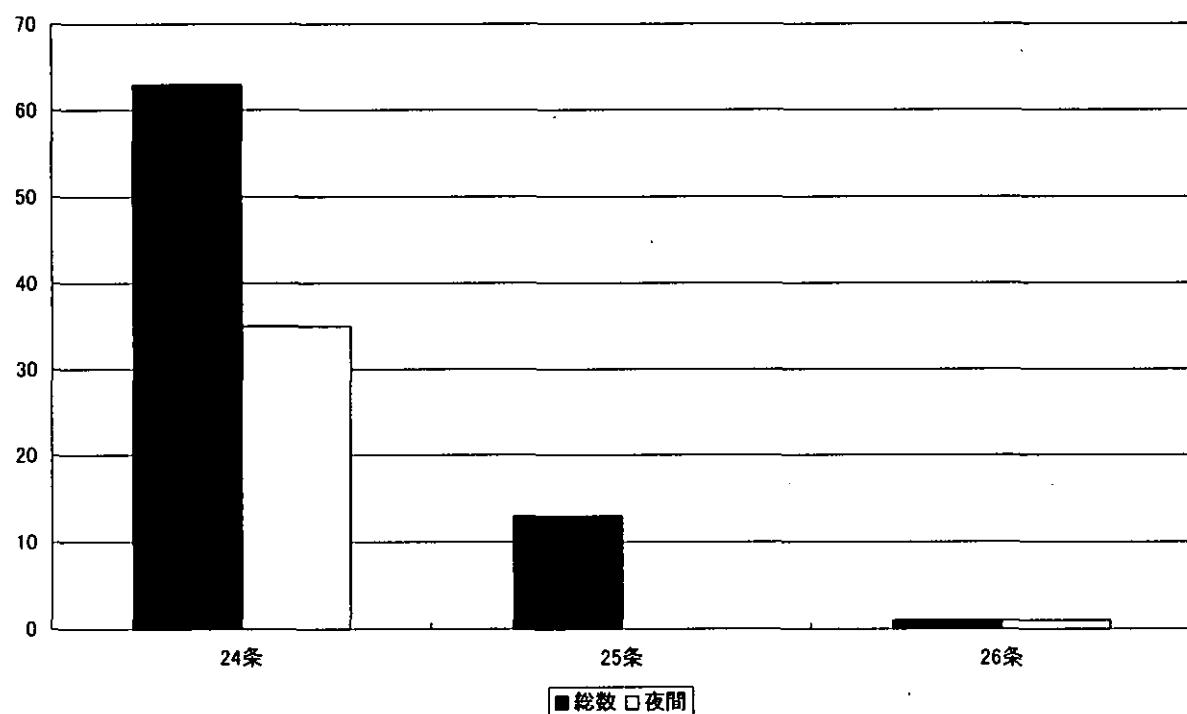
全日分



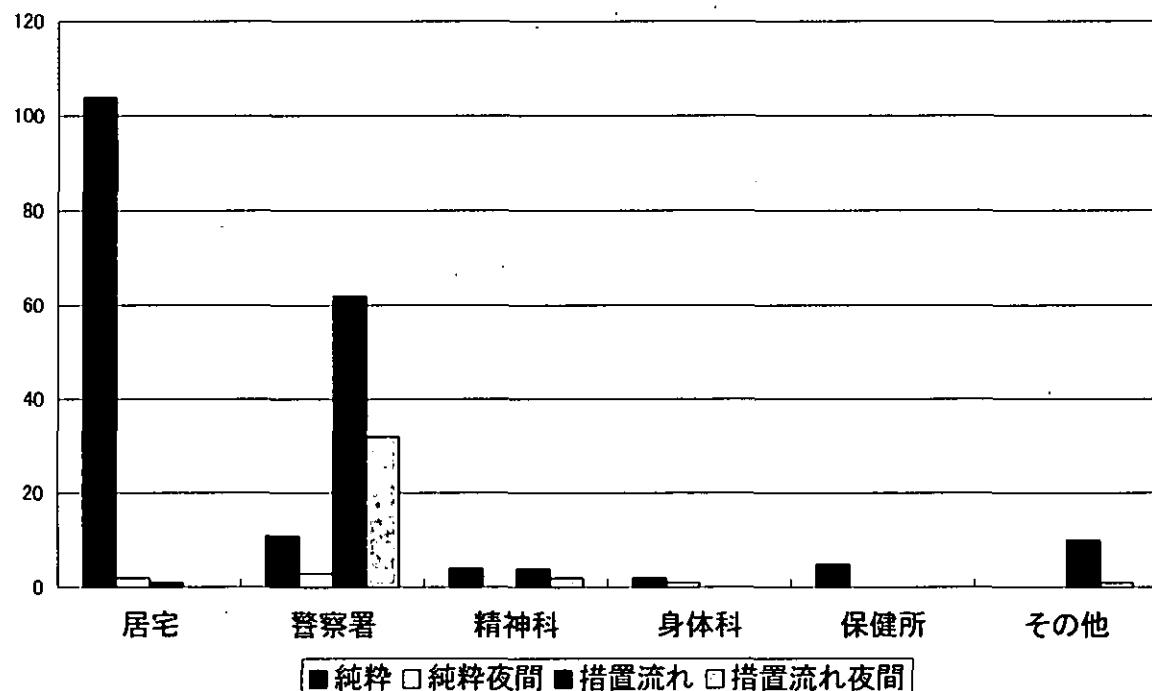
夜間のみ



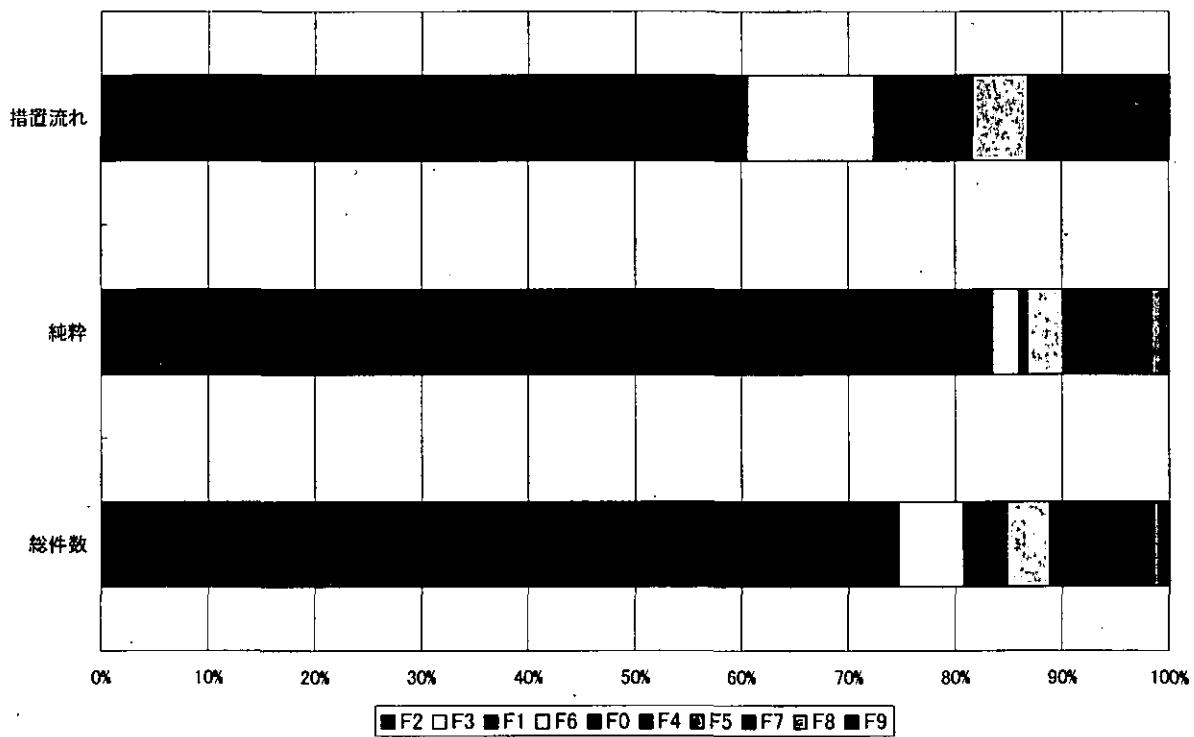
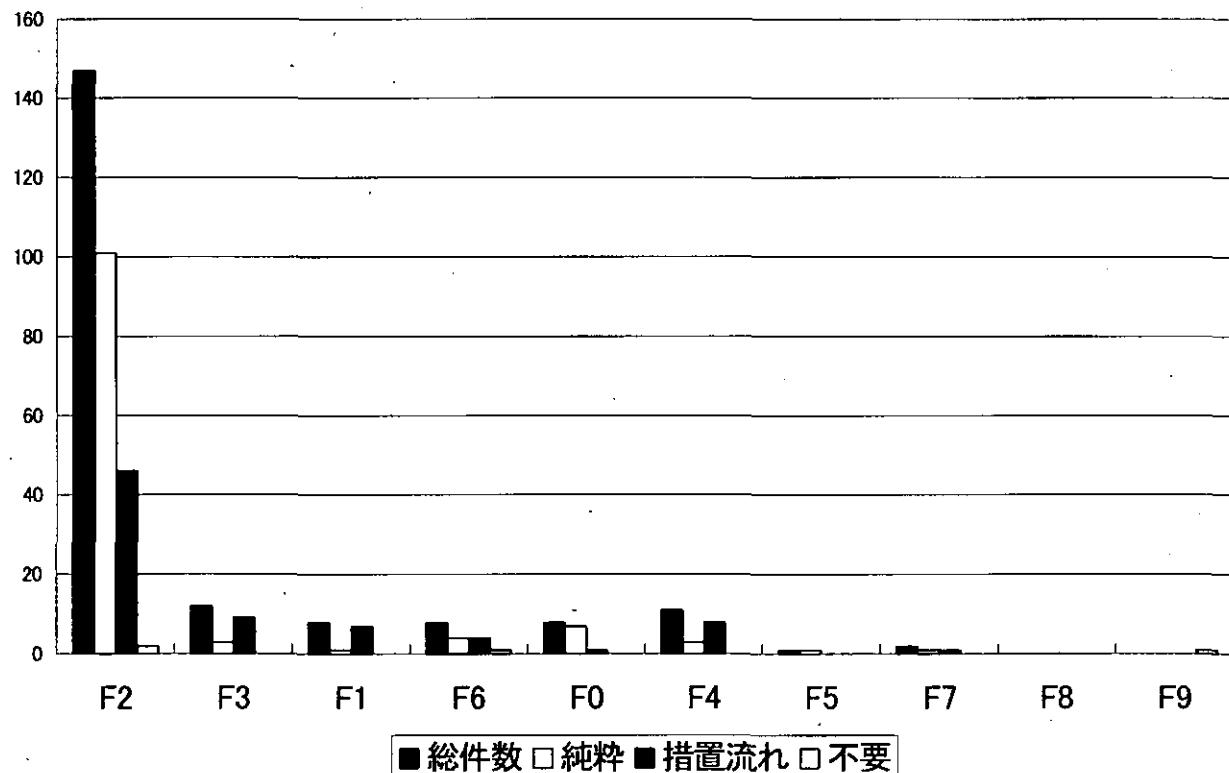
2-2. 申請・通報別「措置流れ」事例（措置入院のための診察の結果措置要件がないと判明し、34条の手続へ移行した事例）件数



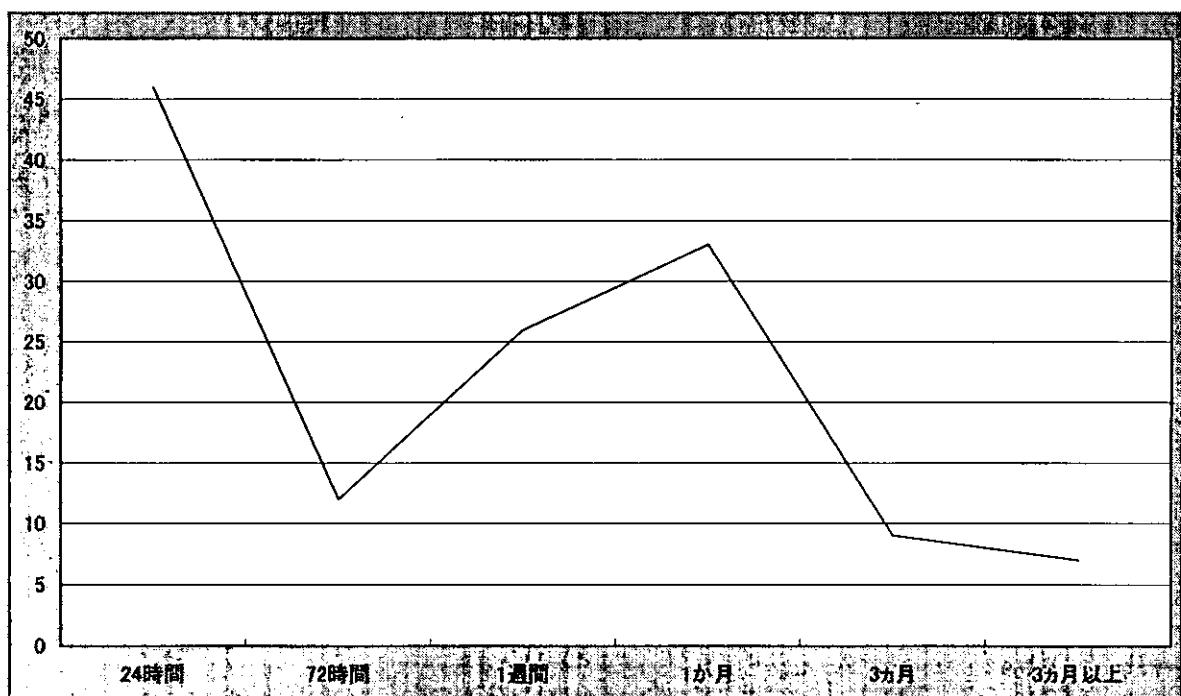
3. 指定医診察実施場所



4. 指定医診察実施例の主診断



5. 指定医診察実施事例の相談開始（通常の精神保健相談から移送制度の利用に関する相談に移行した時点）から指定医診察までの期間（「措置流れ」事例を除く）



精神科救急情報センターと 医療保護入院等のための移送制度の運用に関する アンケート調査

平成15年度

厚生労働科学研究「精神障害者の医療アクセスに関する研究」

分担研究者 益子 茂

貴都道府県ならびに政令指定都市（以下「自治体」）における精神保健福祉法（以下「法」）第34条に基づく医療保護入院等のための移送制度（以下、「医療保護入院の移送」、「移送制度」）の運用ならびに精神科救急医療システムと精神科救急情報センターの整備状況に関して、以下の設問にお答えください。

記入上のご注意

選択肢が示されている設問については、あてはまるものすべてに○ををつけくださいと明記されている設問以外の設問については、あてはまる選択肢の番号に1つだけ○ををつけください。

なお、制度の運用が始まっていないなどの理由で回答不能な設問については、設問番号に×をご記入ください。

貴自治体名：（ ）都道府県市

I. 精神科救急医療システムについて

平成16年1月1日現在の貴自治体における精神科救急医療システムについてお教えください。なお、貴自治体で精神科救急医療システムの運用が始まっていない場合、政令指定都市で都道府県の精神科救急医療システムと一体化したシステム運用がなされている場合は下記に○ををつけください。その場合本項目（I）のご回答は不要です。

- () 精神科救急医療システムは運用されていない。
 () 都道府県の精神科救急医療システムと一体化した運用がなされている。
 (上記に○をつけた場合には、12頁へお進み下さい)

A. 精神科救急医療システム

1. 貴自治体の精神科救急医療システムの運用時間についてお教えください。

	運用時間数
平日	時～ 時 (24時制でご記入ください) 時間
土曜日	時～ 時 (24時制でご記入ください) 時間
日曜・休日	時～ 時 (24時制でご記入ください) 時間

2. 貴自治体の精神科救急医療システム運用時間帯中の警察官通報（法24条）など措置入院に関する通報（措置通報）処理はどのように行われていますか。

- ① 措置通報は、精神科救急医療システムの中で処理することになっている。
 ② 措置通報については、精神科救急医療システムとは別に、精神科緊急医療システムが構築されている。
 ③ 措置通報の処理に対応するためのシステムは特に構築されておらず、その都度、保健所又は本庁主幹課職員が通報処理を行う。
 ④ その他（ ）

3. 精神科救急医療システム運用時間帯中に通報を受けて措置診察が必要となった場合は、診察場所や指定医の確保は、どのように行われていますか？

- ① 措置通報・診察は、精神科救急医療システムの中で処理されることになっている。
 ② 措置通報は、精神科救急医療システムの中では取り扱わないが、診察が必要な場合には精神科救急医療施設で、その施設の指定医が措置診察を行う。
 ③ 精神科救急医療施設とは独立した措置診察のための病院・指定医が確保されている（精神科緊急医療システムは、精神科救急医療システムとは全く独立して構築されている）。
 ④ その都度、保健所又は本庁主幹課職員が診察場所や指定医を確保する。
 ⑤ その他（ ）

4. 精神科救急医療システムとは別に、措置通報・診察のために精神科緊急医療システムが構築されている場合には、その運用時間をお教えください。

	運用時間数
平日	時～ 時 (24時制でご記入ください) 時間
土曜日	時～ 時 (24時制でご記入ください) 時間
日曜・休日	時～ 時 (24時制でご記入ください) 時間

B. 精神科救急医療の実績（平成14年度）

1. 平成14年度（平成14年4月1日～平成15年3月31日）の精神科救急医療事業の実績についてお教えてください。（ただし、夜間とは午後5時～翌日午前9時を指します。また、土曜日は休日に含めてお答えください。以下の設問においても同じです。）

なお、貴自治体が、措置通報に関して精神科救急医療システムとは独立した精神科緊急医療システムを構築されている場合には、この設問では、精神科救急医療システムの実績のみをご記入の上、設問2にお進みください。

窓口での相談件数 _____ 件 （うち夜間・休日 _____ 件）

うち精神科救急医療機関への受診紹介件数 _____ 件 （うち夜間・休日 _____ 件）

上記のうち実際の診療実績 _____ 件 （うち夜間・休日 _____ 件）

診療実績中外来診察のみのケース _____ 件 （うち夜間・休日 _____ 件）

診療実績中入院件数（できるだけ入院形態別にお答え下さい）

	総件数	うち夜間・休日
任意入院	件	件
医療保護入院	件	件
応急入院	件	件
措置入院	件	件
緊急措置入院	件	件
合計	件	件

2. 平成14年度（平成14年4月1日～平成15年3月31日）の精神科緊急医療事業（措置通報・診察を主体）の実績についてお教えてください。（精神科救急医療システムと独立して精神科緊急医療システムが構築されている場合のみお答えください）

窓口への通報件数 _____ 件 （うち夜間・休日 _____ 件）

上記のうち実際の診察実績 _____ 件 （うち夜間・休日 _____ 件）

措置診察後入院となった件数（できるだけ入院形態別にお答え下さい）

	総件数	うち夜間・休日
措置入院	件	件
緊急措置入院	件	件
医療保護入院	件	件
応急入院	件	件
任意入院	件	件
合計	件	件

措置診察の結果、いかなる形態の入院にもならなかったケース

_____ 件 （うち夜間・休日 _____ 件）

C. 精神科救急情報センター（平成16年1月1日現在の状況についてご回答ください）

1. 貴自治体の精神科救急情報センターの整備状況についてお教えください。

- ① 国庫補助を受けた精神科救急情報センターがある。
- ② 国庫補助を受けた精神科救急情報センターは未整備だが、精神科救急受付窓口がある程度精神科救急情報センター機能を果たしている。
- ③ 精神科救急受付窓口は、事務処理のみで精神科救急情報センター機能は果たしていない。
- ④ その他（ ）

2. 精神科救急情報センターの開設年月をお教えください。

現在の体制による精神科救急情報センターの運営開始 _____年 _____月
国庫補助の開始時期 平成1_____年 _____月

3. 精神科救急情報センターが未設置の自治体にお尋ねいたします。精神科救急情報センター整備の必要性を感じられていますか？

- ① 平成1_____年 _____月より設置する予定
- ② 必要性を感じており、時期は未定だが、現在、設置へ向けての準備・検討を行っている。
- ③ 必要性を感じているが、今のところ、設置へ向けての準備・検討は行なわれていない。
- ④ 現在のところ、設置の必要性を感じていない
- ⑤ その他（ ）

4. 上記設問3で、①以外に○をおつけになられた自治体にお伺いします。精神科救急情報センターの設置にあたって、どのようなことが障害となっているでしょうか。お差し支えのない範囲で、下に具体的にご記入ください。

貴自治体が国庫補助による精神科救急情報センター未設置の場合は、この項目の以下の設問については、精神科救急情報センターを精神科救急医療事業の窓口と読み替えてお答えください。

5. 精神科救急情報センターの対応可能時間についてお教えください。

	運用時間数	
平日	_____ 時～_____ 時 (24時制でご記入ください)	_____ 時間
土曜日	_____ 時～_____ 時 (24時制でご記入ください)	_____ 時間
日曜・休日	_____ 時～_____ 時 (24時制でご記入ください)	_____ 時間

6. 精神科救急情報センターと精神科救急の圏域との関係

- ① 貴自治体全域を1つの精神科救急情報センターで対応している。
- ② 精神科救急医療の圏域ごとに精神科救急情報センターがある。 (⇒以下の設問7~10について、圏域によって回答が異なる場合には、その他の欄に具体的にご記入ください)
- ③ その他 ()

7. 精神科救急情報センターの設置形態

- ① 固定されている
- ② 輪番制
- ③ その他 ()

8. 時間帯による対応機関の振り分け

- ① 対応可能時間中は、単一の機関が対応
- ② 対応可能時間中でも、時間帯等によって対応する機関が異なっている (具体的な内容 :)
- ③ その他 ()

9. 精神科救急情報センターの設置場所についてあてはまるところすべてに○をおつけください。
なお、時間帯によって設置場所が異なっている場合には、該当の欄にそれぞれの対応時間帯をご記入ください。また、圏域によって設置場所が異なる場合には、該当の欄に圏域名を具体的にご記入ください。

設置場所		時間帯によって設置場所が異なる場合は、この欄にそれぞれの対応時間帯をご記入ください。	圏域によって異なる場合は、圏域名を具体的にご記入ください。
精神科救急医療機関			
精神科救急医療機関ではない精神科医療機関			
精神保健福祉センター			
自治体の精神保健福祉担当課			
保健所			
上記以外の独立した精神科救急情報センター			
その他			

その他に記入された場合は、下にその設置場所を具体的にご記入ください

10. 精神科救急情報センターの運営主体

- ① 自治体が直接運営
- ② 医師会に運営委託
- ③ 精神科病院協会に運営委託
- ④ 精神科救急医療機関に運営委託
- ⑤ その他の団体に運営委託（具体的委託先：

- ⑥ その他（

11. 一般の救急医療情報センターとの関係

- ① 一般（身体科）の救急医療情報センターと同じ場所にある
- ② 一般（身体科）の救急医療情報センターと異なる場所にある
- ③ 圏域によって異なる
- ④ 時間帯によって異なる

12. 以下の機関・人に対して精神科救急情報センターへ連絡をとるための電話の番号は公開されていますか？（あてはまるところすべてに○をつけてください。専用回線については一般には公開されているのとは別の電話番号で対応している場合に○をおつけください。）

	公開	専用回線	非公開
消防			
警察			
一般（身体）救急のための情報センター			
一般（身体科）医療機関			
精神科医療機関			
一般人		-----	

13. 一般に対する精神科救急情報センターの電話番号の公開・広報の方法についてお尋ねします。下記の広報手段のうちあてはまるものすべてに○をつけてください。（前の設問12で一般人に公開していると回答された自治体のみお答えください。）

- ① 電話帳
- ② 自治体発行の広報誌
- ③ インターネットのホームページ
- ④ 一般の新聞・雑誌・ミニコミ誌
- ⑤ テレビ・ラジオの広報番組
- ⑥ 行政機関でのポスター等の掲示
- ⑦ 行政機関主催・協賛の会議や催しにおける広報
- ⑧ 医療機関でのポスター等の掲示
- ⑨ その他（ ）

14. 一般人に公開している精神科救急情報センターの電話番号は固定された電話番号ですか？（前の設問12で一般人に公開していると回答された自治体のみお答えください。）

- ① はい
- ② いいえ

15. 精神科救急情報センターの常勤スタッフの数についてお教え下さい。なお、常勤スタッフとは精神科救急情報センターに定数配置がある（精神科救急情報センターを本務とする）スタッフを指します。

- ① 常勤スタッフはいない
- ② 常勤スタッフがいる：____名

16. 精神科救急情報センターの一次対応職員は、精神科専門職員（精神科医、精神保健福祉士、看護師・保健師、心理職等）ですか？

- ① はい
- ② いいえ

17. 一次対応職員では十分な判断・対応ができないときに医師に相談することはできますか？

- ① 一次対応職員は医師である。
- ② 情報センター専任の医師に相談可能。
- ③ 精神科救急医療施設の医師に相談可能。
- ④ 上記以外の医師に相談可能。（相談可能な医師の確保方法について具体的にお教えください：）
- ⑤ 医師に相談することは想定していない。
- ⑥ その他（

18. 以下の機能のうち、貴自治体の情報センターの機能について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

機能		時間帯によっては対応不能となる機能があれば、対応不能時間をこの欄にご記入ください。
①電話で可能な簡単な相談・危機介入を行う		
②空床状況や受診可能医療機関について情報提供		
③医療機関紹介（入院先や受診医療機関を手配）		
④搬送手段紹介（医療機関までの搬送手段を手配）		
⑤通報処理（24条通報等の処理）		
⑥措置診察のための事前調査		
⑦法34条による移送に関する事務処理		
⑧その他		

その他に○をつけられた場合は、下にその機能を具体的にご記入ください

19. 精神科救急情報センターの一次対応職員のための対応マニュアル等はありますか？

- ① マニュアル等がある。（可能であれば、採用されているマニュアル・ガイドラインを添付していただければ幸いです。）
- ② マニュアル等を作成中である。
- ③ マニュアル等を作成する予定はない。
- ④ その他（ ）

20. 精神科救急情報センターの具体的な設置場所について、名称および所在地をお教えください。
(ここに直接ご記入されずにリスト等を添付していただいても結構です。)

D. 貴自治体において、診療報酬上の精神科救急入院料ならびに、精神科急性期治療病棟入院料1または2の基準を満たし、現に診療報酬請求を行っている病院の数をお答え下さい。

精神科救急入院料 _____ 病院

精神科急性期治療病棟入院料1または2 _____ 病院

もしあり差し支えなければ、それぞれの請求を行っている病院の名前をお教えください。（ここにご記入されずにリスト等を添付していただいても結構です。）

精神科救急入院料

精神科急性期治療病棟入院料1または2

E. 精神科救急情報センター・精神科救急事業の受付窓口の運用上、問題となったエピソードや懸念される事項がありましたら、お聞かせください。

F. 夜間・休日時間帯に、精神科救急医療事業以外に、一般の精神科医療のユーザーが利用可能な地域資源（地域生活支援センター、夜間・休日受診可能なクリニック、など）に関する情報について、貴自治体が把握している情報があればご記入ください。

II. 医療保護入院等のための移送のシステムについて（平成16年1月1日現在でお答え下さい）

貴自治体における医療保護入院等のための移送制度（法34条）運用の開始年月はいつですか？あてはまる番号に○をおつけのうえ、開始時期あるいは開始予定時期をご記入ください。

- ① 平成1__年__月より開始している。
- ② まだ開始していないが、平成1__年__月より開始する予定。
- ③ まだ開始しておらず、開始予定時期等も未定⇒お差し支えのない範囲で、その理由をご記入ください。（理由：
）

この項目（II）の以下の設問には、医療保護入院等のための移送制度の運用を開始している自治体、ならびに現時点では運用を開始していないが運用開始の予定が確定しており、実際の運用方法がある程度決まっている自治体のみお答えください。（上記③にご記入された自治体はこの項目の記入は不要です。最後の頁にお進みください）

A. 移送制度の手続

1. 通常の精神保健相談（法47条による）から、移送制度に関する相談に移行するのはどの時点でしょうか？

- ① 相談者から移送制度利用の意思表示があった時点。
- ② 上記（①）を受けて、移送制度の手続について相談機関でよく説明した上で、相談者が利用意思を示した時点。
- ③ 上記（②）を受けて、移送制度の利用を希望するむねの書面（申請書）を記載した時点。
- ④ 相談の内容から事前調査が必要と相談機関が判断した時点。
- ⑤ 事前調査の必要性を判定する機関に情報（相談）があがつた時点。
- ⑥ その他（
）

2. 移送制度の一般への広報について、下記の広報手段のうち採用されているものをお教えください。あてはまるところすべてに○をつけてください。

広報手段	制度導入時	定期的ないし常時
①自治体発行の広報誌		
②インターネットのホームページ		
③一般の新聞・雑誌・ミニコミ誌		
④テレビ・ラジオの広報番組		
⑤行政機関でのポスター掲示・パンフレット配布等		
⑥行政機関主催・協賛の会議や催しにおける広報		
⑦医療機関でのポスター掲示・パンフレット配布等		
⑧その他		

その他に○をつけられた場合は、上記以外に採用されている広報手段について具体的にご記入ください。

3. 移送への保護者の同意はどのような形でとることになっていますか？

- ① 必ず書面で同意をとることになっている。
- ② 口頭・電話での同意もありうる。
- ③ その他 ()

4. 保護者や扶養義務者となるべき家族がいない事例や家族と連絡がつかない事例を、医療保護入院等のための移送制度の対象として想定されているでしょうか？

- ① 原則として、上記のような事例は対象として想定していない。
- ② 原則として、上記のような事例は対象として想定していないが、応急入院の適応と考えられる場合（家族と連絡がつかない場合で緊急性の高いケースなど）については応急入院のための移送の対象とすることは想定している。
- ③ 上記のような事例については市区町村長を保護者として医療保護入院の移送を行うことを想定している。
- ④ その他 ()

5. 指定医の診察前や搬送前に、保護者による同意を再確認することになっていますか？

- ① 必ず再確認することになっている。
- ② 特に再確認はしない。
- ③ ケースバイケース。
- ④ その他 ()

6. 移送のための診察や搬送に際して、警察官に協力（立会いや同乗・同行）を要請することはできることになっていますか？

- ① 要請があれば、警察官が協力することが関係者と合意されている。
- ② 特に取り決めはないが、要請すれば確実に警察官は協力してくれる。
- ③ 警察官が協力してくれるかどうかは、不確実である。
- ④ その他 ()

B. 措置入院との関係

1. 措置入院に関する事前調査の過程で措置入院のための診察が不要と判明した場合に、医療保護入院等のための移送（法34条）の事前調査へ切り替えることを想定していますか？あてはまるところすべてに○をつけてください。

	原則切り替え	ケースによって	切り替えは想定せず
23条（一般人）			
24条（警察官）			
25条（検察官）			
26条（矯正施設長）			

2. 措置入院のための診察の結果措置要件がないと判明した場合（いわゆる「措置流れ」の事例）に、医療保護入院等のための移送（法34条）に切り替えることを想定していますか？あてはまるところすべてに○をつけてください。

	原則切り替え	ケースによって	切り替えは想定せず
23条（一般人）			
24条（警察官）			
25条（検察官）			
25条の2（保護観察所長）			
26条（矯正施設長）			
26条の2（精神病院長）			
27条2項（知事の職権）			

3. 前の設問2で、措置診察の結果措置要件がないと判明した場合に、法34条による移送へ切り替える場合があると答えられた自治体のみにお尋ねします。法34条に切り替える際に、改めて事前調査を行いますか。

- ① 改めて法34条に関する事前調査を行う。
- ② 措置診察に関する事前調査で代替。
- ③ その他（ ）

4. 前の設問2で、措置診察の結果措置要件がないと判明した場合に、法34条による移送へ切り替える場合があると答えられた自治体のみにお尋ねします。法34条に切り替える際に、改めて（措置診察とは別に）指定医診察を行いますか。

- ① 改めて法34条に関する指定医診察を行う。
- ② 改めて法34条に関する診察は行わず、措置診察と一体化して実施。
- ③ その他（ ）